

特定調達品目に関する検討方針・課題

1. 将来基準を基本方針に記載することの検討

環境物品の開発や普及を促進するため、『数年後を目途に「特定調達品目」又は「判断の基準」として位置付けを行うことが見込めるもの』について、基本方針に位置付けを行うことについて検討

- ・ 具体的な例：LED照明器具

２．現行基準の強化・見直しについて

(1) 電気・電子機器

(OA機器、家電製品、エアコンディショナー等、照明)

省エネ基準の引き上げについて検討する

- 基準設定に当たって参照している省エネルギー法、エネルギースタートマークの基準の改定を踏まえた基準の強化・見直し

テレビジョン受信機、ビデオテープレコーダーについては、平成15年度が省エネルギー法の目標年度、目標年度到達後1年間は新たな基準の策定を含め見直しを行う予定

省エネ以外の基準の追加について検討する

- ノンフロン：冷蔵庫
- 再生材又は再利用部品の利用率

複写機、電子計算機、電気冷蔵庫・冷凍庫、エアコンディショナー、テレビジョン受信機については、資源有効利用促進法において、再生資源又は再生部品の利用の促進が定められている。

(2) 自動車

- L Pガス乗用自動車省エネルギー法の特定機器に追加されたことに
 伴い、対応を検討

平成 15 年 7 月 30 日 L P ガス乗用車の燃費基準

(3) 文具類・機器類・ベッド

- 特定調達物品の普及状況を踏まえ、以下の観点等から基準の強化について検討する

- 基準の引き上げ
 - ・ 再生プラスチックの使用率、古紙配合率の引き上げ
 - ・ 木質の場合について、ホルムアルデヒド放出量基準の強化（建築基準法の改正への対応）：機器類・ベッドフレーム

- 基準の組み合わせ
 - ・ プラスチック、木質、紙のうち複数種類の材料を使用するものについて、複数種類の材料の基準を満たすことを条件とする基準を設定
- 新たな観点からの基準の導入
 - ・ プラスチックについて、ポストコンシューマーの観点からのリサイクル材の基準の追加

3. 品目の追加について

(1) 新規提案品目について

物品・役務について
公共工事について

(2) 継続検討としているものについて

物品・役務で継続検討としているもの
公共工事でロングリスト掲載されているもの

- ・ 5月にホームページにてロングリストを公表（統合品目数で183品目）
- ・ ロングリストに掲載する品目については、確定案ごとの課題を整理し、課題が解決したものについて品目への追加を検討

(3) 省エネルギー法の特定機器に追加されたものについて

- 省エネルギー法の特定機器に追加された品目で、国等による調達があるものについて、追加を検討
平成14年12月に、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、自動販売機、変圧器についての省エネ基準が追加された

(4) 役務について

- 国等の機関で共通的に調達する役務についての基準作成の可能性を検討する
- アンケート調査の結果、国等の機関で共通的に調達する役務は以下のとおり

・ 運送・配送	・ ビルメンテナンス	・ 廃棄物処理
・ 洗濯	・ 自動車整備	
・ 事務用機器・電子計算機リース		
・ 警備	・ コンサルタント	・ 翻訳

・情報処理

- 検討に当たっての留意事項
 - W T O 及び会計法との整合性に留意する
 - なお、W T O ・会計法上求められる要件は以下のとおり
 - ・ 契約の目的の主たる要素に関するものであることが必要
 - ・ 契約の目的を達成する上で不可欠な要素であることが必要
 - ・ 条件どおりに履行されたか確認できることが必要
 - 以上より、役務の中で使用する資機材に係る基準を中心に検討する

< 参考 >

- W T O 政府調達に関する協定第 8 条（供給者の資格の審査）
 - （ b ）...契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されなければならない...
- 予決令第 7 3 条（契約担当官等が定める一般競争参加者の資格）
 - ...契約の性質・目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるとき...
- 会計法第 2 9 条の 1 1（契約履行の確保）
 - ...その受ける給付の完了の確認をするための必要な検査をしなければならない。

（ 5 ）素材の評価について

- 素材の選択は、目的や求められる機能に応じて行われていることから、素材間の比較は極めて困難である
- ただし、同等の機能を満足することが可能な素材同士については、L C A 等の活用による比較検討が可能な場合もあると考えられる
- 素材に関する比較検討の難易度による分類
 - 比較検討が不可能又は不適切なもの
 - 目的によって素材を選択しており、素材の比較を行うことが不適切なもの（例：コンクリート、鉄骨、木材の比較）
 - 比較検討の手法の開発が困難なもの
 - 同等の機能を満足することが可能であるが、異なる種類の素材の比較（例：樹脂製、陶製、木製のフラワーポット）
 - L C A 等の活用による比較検討の可能性のあるもの
 - 同種素材に該当する素材間の比較
 - （例：窓付き封筒の石油由来プラと植物由来プラの比較）